

【保健課からのお知らせ①】 ～国民健康保険のお知らせ～

●保険証が変わります

本年4月からの国民健康保険の都道府県単位化にあたり、保険証が変わります。7月下旬に新しい保険証を郵送します。

	更新期間	保険証の色	保険者名
これまで	2年ごと	薄い桃色	余市町
8月から	毎年	薄い緑色	北海道

※保険税に滞納がある場合は、有効期限を短くした短期被保険者証を交付することとなります。

●保険証と高齢受給者証がひとつになります

これまで70歳から74歳の方は保険証と高齢受給者証（負担割合が記載されている大きめの白いカード）の2種類を交付していましたが、8月からは保険証と高齢受給者証がひとつとなり、保険証1枚で受診することができます。

8月からは高齢受給者証は不要となりますので、更新前の桃色の保険証とあわせて破棄をお願いします。

●新年度の納税通知書を郵送します

今年度の納税通知書を7月10日に郵送します。加入者の所得や資産などから算出した年税額を、7月から翌年2月まで8回にわけて納めていただきます。（保険税が年金から直接差し引かれる方は、年金受給月に自動的に納付となります）

国民健康保険は、皆さんに納付いただいた保険税が支えとなっています。ご自身がケガや病気をした時のため、各納期限までにお忘れなく納付してください。

※国民健康保険税は世帯主に納税義務があります。そのため世帯主が加入していなくても、世帯の中に加入者がいる場合は、納税通知書は世帯主に送付されます。

●限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）の申請受付について

認定証を病院等の窓口で提示すると、世帯の町・道民税の課税状況に応じて、窓口負担が一定の金額にとどめられます。8月1日から1年間使用いただく認定証の申請を、7月2日（月）から受け付けますので、ご希望の方は印鑑と国民健康保険証を持参のうえ、保健課 医療給付グループ窓口まで届出ください。

また、現在交付を受けている方も、お持ちの認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、引き続き8月以降も使用いただく場合には、新たに申請が必要となります。

※国民健康保険税に未納のない世帯が対象となります。

【保健課からのお知らせ②】 ～後期高齢者医療保険のお知らせ～

●納入通知書を郵送します

今年度の納入通知書を7月10日に加入者個人ごとに郵送します。納入方法については、後期高齢者医療制度に加入して間もない方など、一部の方を除いて年金からの天引きとなりますが、詳しくは通知書をご確認ください。

●保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月下旬に新しい保険証を郵送しますので、8月1日からは、お持ちの黄色の保険証を破棄し、桃色の保険証をご使用ください。

●限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方（平成30年度の町・道民税が非課税の世帯の方）は、7月下旬に保険証とともに認定証を郵送しますので、8月1日からは、現在お持ちのオレンジ色の認定証を破棄し、水色の認定証をご使用ください。

【医療機関での窓口負担の割合】

医療機関での窓口負担割合は「一般の方は1割」、「現役並み所得者は3割（※）」です。

前年所得をもとに8月から翌年7月までの負担割合が決まります。

（※）現役並み所得者って？

町・道民税の課税所得が145万円以上の被保険者とその方と同一世帯にいる被保険者の方です。

ただし、次に該当する方は1割負担となります。

●同一世帯に被保険者が1人の場合

・被保険者本人の収入が383万円未満のとき

・同じ世帯に70歳から74歳の方がいる場合、その方と被保険者本人の収入の合計が520万円未満のとき

●同一世帯に被保険者が2人以上いる場合

・被保険者の収入の合計が520万円未満のとき

※収入とは前年の所得税法上の収入金額であり、必要経費や基礎控除等を引く前の金額です。